

平成 26 年 3 月 17 日

各介護保険事業所 管理者 様

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課長

消費税率の引き上げに伴う対応について（通知）

日頃は本市の介護保険行政の円滑な推進に格別のご協力をいただきありがとうございます
ございます。

さて、「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」（平成 25 年 10 月 1 日閣議決定）において、消費税率を平成 26 年 4 月 1 日に 8%へ
引上げることが確認されました。これに伴い、各事業所からいくつか問い合わせ
をいただいております。

つきましては、各事業所から多く寄せられた問い合わせについて、別添のと
おり Q & A を作成しましたので、業務の参考としていただきますようお願いい
たします。

施設指定係	052-972-3487
居宅指定係	052-972-2539
指導係	052-972-2592
	052-972-3087

消費税率の引き上げに伴う対応について Q&A

Q 1. 消費税率の引き上げ分について、価格（介護報酬以外）に転嫁してよいか。

A 1. 課税となるものについては、原則として本体価格に消費税率分を上乗せすることとし、非課税となるものについて、仕入れに係る消費税相当分をコスト上昇要因として価格に転嫁することが可能である。

Q 2. 消費税率の引き上げに伴う料金の変更（介護報酬を含む）について、利用者へ説明する必要があるか。

A 2. 消費税率の引き上げに伴う料金の変更（介護報酬を含む）について、利用者へ説明する必要がある。
なお、当該説明にあたっては文書を用いて懇切丁寧に行われたい。

Q 3. 消費税率の引き上げに伴う料金の変更（介護報酬を含む）について、契約書及び重要事項説明書の変更が必要か。

A 3. すでに契約済みの利用者については、契約書及び重要事項説明書を作成し直す必要はないが、トラブル防止のため利用者から文書で同意を得ることが望ましい。

さらに、消費税率の引き上げとは直接関係のない利用料の引上げを行う場合も、利用者及び事業者双方の保護の立場から文書で利用者の同意を得ることが望ましい。なお、合理的な理由のない便乗値上げについては認められないため留意いただきたい。

Q 4. 消費税率の引き上げに伴い、介護報酬以外の料金（食費、交通費等）を変更する場合、市へ届出が必要か。

A 4. 介護報酬以外の料金を変更するため、運営規程を変更する場合は、通常どおり運営規程の変更届が必要である。